

事業者の皆様へ



事業系ごみの適正処理について



二宮町では、隣接する平塚市、大磯町とともに、ごみ処理広域化に取り組んでおります。

1市2町のごみ処理施設では、一般のご家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」並びに、事業活動に伴い排出される「事業系一般廃棄物」の処理を行っておりますが、最近特に事業所から排出された「廃プラスチック類（産業廃棄物）」が「可燃ごみ（事業系一般廃棄物）」や「容器包装プラスチックごみ（家庭系一般廃棄物）」として排出されているケースが多く見受けられており、大きな課題となっています。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律※」で事業者の責務として適正に処理することが定められております。

事業者の皆様におかれましては、法令等を遵守し、産業廃棄物の適正な処理に努めてください。

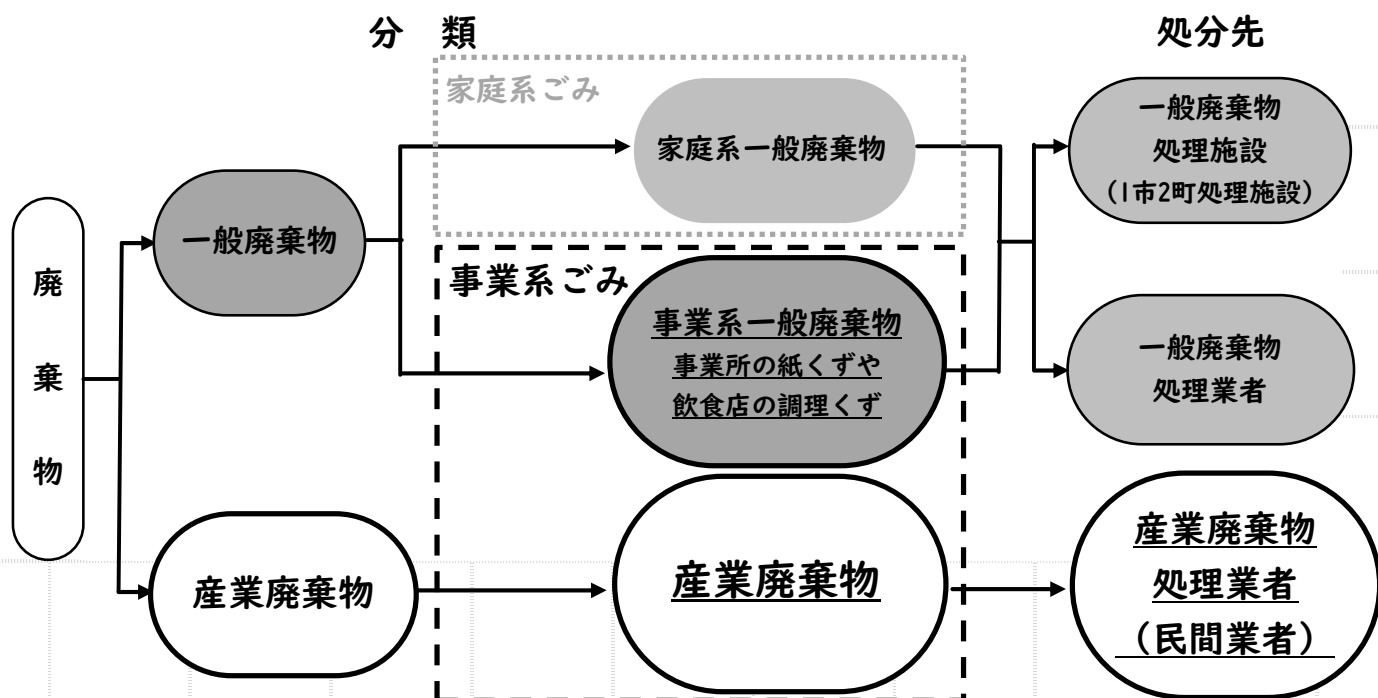
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

<廃棄物の分類と処分先>

事業系ごみは、大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分類されます。それぞれの分類によって処理方法が異なりますので、詳しくは裏面をご覧ください。



1 事業系一般廃棄物の処理方法

1) 資源として再生利用する。

資源として再生利用できるものは、再生利用業者に引渡してください。

2) ごみとして適正に処理する。

①一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

町の収集運搬業許可を有する事業者へ委託してください。

許可業者に関する問い合わせ 二宮町都市部生活環境課 (0463-71-5879)

②環境衛生センターに事業者自ら直接搬入する。

分別の上、事業系一般廃棄物のみ搬入してください。

(処理手数料：250円/10kg)

③事業用指定ごみ袋により町の収集に排出する。年間排出量9t未満に限る。

家庭ごみの収集の迷惑にならないようごみ置場に排出してください。

(事業用指定ごみ袋販売価格：826円/20ℓ、1,860円/45ℓ 各20袋入り)



2 産業廃棄物の処理方法

1) 産業廃棄物処理業者に委託する。

県の産業廃棄物処理業許可を有する事業者へ委託してください。

許可業者に関する問い合わせ 神奈川県産業資源循環協会 (045-681-2989)

・産業廃棄物を一般廃棄物に混ぜて搬出することは、法令により厳しく罰せられます。

・悪質な場合には、ごみの受入れを拒否する場合がありますので、ご注意

< 産業廃棄物の種類 >

種類	具体例	
燃え殻	石灰がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ	
汚泥	メッキ汚泥、水洗ガラスかす、廃白土、建設汚泥水	
廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル	
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液	
廃アルカリ	写真現像液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液	
廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル、ビニール袋	
ゴムくず	天然ゴムくず	
金属くず	鉄くず、空きかん、スクラップ、切削くず、ブリックくず	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、コンクリート製品(※を除く)、陶磁器、石膏ボード	
銲さい	スラグ、ノ、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂	
がれき類	コンクリート破片等(※に限る)	
ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの	
業種限定	紙くず	建設業(※に限る)、印刷物加工業(パルプ製造業、製紙業、製本業)
	木くず	建設業(※に限る)、木材製造業(木材製造業、木製品製造業、廃パレット)
	繊維くず	建設業(※に限る)、繊維工業(衣服その他繊維製品製造業)
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食用処理場において処理した食用鳥
	動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	動物の死体	畜産農業に係るもの
施行令第2条第13号に定めるもの	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので上記に該当しないもの	

※工作物の新築、改築、除去に伴い生じたもの

問合せ先 二宮町都市部生活環境課 (0463-71-5879)